

お客さま 各位

各種預金規定の改正について

平素より、桑名三重信用金庫をご愛顧いただきありがとうございます。

さて、このたび当金庫では利息計算方法の見直しに伴い、令和7年7月1日より下記のとおり各種預金規定を改正しますので、お知らせいたします。

なお、改正後の規定内容は、既にお取引いただいているお客さまにも適用させていただきますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

◆対象規定

- ・ 自由金利型定期預金(スーパー定期預金)規定
- ・ 自由金利型定期預金(大口定期預金)規定
- ・ 期日指定定期預金規定
- ・ 財産形成預金規定
- ・ 財形住宅預金規定
- ・ 財形年金規定

◆改正後の規定内容の適用開始日

- ・ 令和7年7月1日(金)より

◆改正内容

【自由金利型定期預金(スーパー定期預金)規定 2.(利息)】

新	旧
<p><自動継続扱いの場合></p> <p>(5) 当金庫がお客さまからの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、定期預金共通規定3.(3)の規定により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算(預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については6か月複利の方法)し、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A 6か月未満・解約日における普通預金の利率</p>	<p><自動継続扱いの場合></p> <p>(5) 当金庫がお客さまからの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、定期預金共通規定3.(3)の規定により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算(預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については6か月複利の方法)し、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A 6か月未満・解約日における普通預金の利率</p>

- B 6か月以上1年未満・・・・・・約定利率×50%
 C 1年以上3年未満・・・・・・約定利率×70%
- ② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の
 応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の
 場合
 A 6か月未満・・解約日における普通預金の利率
 B 6か月以上1年未満・・・・・・約定利率×40%
 C 1年以上1年6か月未満・・約定利率×50%
 D 1年6か月以上2年未満・・約定利率×60%
 E 2年以上2年6か月未満・・約定利率×70%
 F 2年6か月以上4年未満・・約定利率×90%
- ③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の
 応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の
 場合
 A 6か月未満・・解約日における普通預金の利率
 B 6か月以上1年未満・・・・・・約定利率×40%
 C 1年以上1年6か月未満・・約定利率×50%
 D 1年6か月以上2年未満・・約定利率×60%
 E 2年以上2年6か月未満・・約定利率×70%
 F 2年6か月以上3年未満・・約定利率×80%
 G 3年以上5年未満・・・・・・約定利率×90%
- ④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預
 金の場合
 A 6か月未満・・解約日における普通預金の利率
 B 6か月以上1年未満・・・・・・約定利率×30%
 C 1年以上1年6か月未満・・約定利率×40%
 D 1年6か月以上2年未満・・約定利率×50%
 E 2年以上2年6か月未満・・約定利率×60%
 F 2年6か月以上3年未満・・約定利率×70%
 G 3年以上4年未満・・・・・・約定利率×80%
 H 4年以上5年未満・・・・・・約定利率×90%

(削除)

<自動継続扱い以外の場合>

(4)当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫
 が債権回収のためにこの預金を解約する場合、定期預
 金共通規定3.(3)の規定により解約する場合など、こ
 の預金を満期日前に解約する場合には、その利息(以
 下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解
 約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた
 利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算
 (預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応
 当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場
 合のこの預金については6か月複利の方法)し、この
 預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、そ
 の支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息
 の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。

- ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後
 の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金
 の場合
 A 6か月未満・・解約日における普通預金の利率

- B 6か月以上1年未満・・・・・・約定利率×50%
 C 1年以上3年未満・・・・・・約定利率×70%
- ② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の
 応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の
 場合
 A 6か月未満・・解約日における普通預金の利率
 B 6か月以上1年未満・・・・・・約定利率×40%
 C 1年以上1年6か月未満・・約定利率×50%
 D 1年6か月以上2年未満・・約定利率×60%
 E 2年以上2年6か月未満・・約定利率×70%
 F 2年6か月以上4年未満・・約定利率×90%
- ③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の
 応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の
 場合
 A 6か月未満・・解約日における普通預金の利率
 B 6か月以上1年未満・・・・・・約定利率×40%
 C 1年以上1年6か月未満・・約定利率×50%
 D 1年6か月以上2年未満・・約定利率×60%
 E 2年以上2年6か月未満・・約定利率×70%
 F 2年6か月以上3年未満・・約定利率×80%
 G 3年以上5年未満・・・・・・約定利率×90%
- ④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預
 金の場合
 A 6か月未満・・解約日における普通預金の利率
 B 6か月以上1年未満・・・・・・約定利率×30%
 C 1年以上1年6か月未満・・約定利率×40%
 D 1年6か月以上2年未満・・約定利率×50%
 E 2年以上2年6か月未満・・約定利率×60%
 F 2年6か月以上3年未満・・約定利率×70%
 G 3年以上4年未満・・・・・・約定利率×80%
 H 4年以上5年未満・・・・・・約定利率×90%

なお、①～④については、解約日における普通預
 金の利率を下回らないものとします。

<自動継続扱い以外の場合>

(4)当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫
 が債権回収のためにこの預金を解約する場合、定期預
 金共通規定3.(3)の規定により解約する場合など、こ
 の預金を満期日前に解約する場合には、その利息(以
 下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解
 約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた
 利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算
 (預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応
 当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場
 合のこの預金については6か月複利の方法)し、この
 預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、そ
 の支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息
 の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。

- ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後
 の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金
 の場合
 A 6か月未満・・解約日における普通預金の利率

<p>B 6か月以上1年未満・・・・・・約定利率×50%</p> <p>C 1年以上3年未満・・・・・・約定利率×70%</p> <p>② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の 応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の 場合</p> <p>A 6か月未満・・解約日における普通預金の利率</p> <p>B 6か月以上1年未満・・・・・・約定利率×40%</p> <p>C 1年以上1年6か月未満・・約定利率×50%</p> <p>D 1年6か月以上2年未満・・約定利率×60%</p> <p>E 2年以上2年6か月未満・・約定利率×70%</p> <p>F 2年6か月以上4年未満・・約定利率×90%</p> <p>③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の 応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の 場合</p> <p>A 6か月未満・・解約日における普通預金の利率</p> <p>B 6か月以上1年未満・・・・・・約定利率×40%</p> <p>C 1年以上1年6か月未満・・約定利率×50%</p> <p>D 1年6か月以上2年未満・・約定利率×60%</p> <p>E 2年以上2年6か月未満・・約定利率×70%</p> <p>F 2年6か月以上3年未満・・約定利率×80%</p> <p>G 3年以上5年未満・・・・・・約定利率×90%</p> <p>④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預 金の場合</p> <p>A 6か月未満・・解約日における普通預金の利率</p> <p>B 6か月以上1年未満・・・・・・約定利率×30%</p> <p>C 1年以上1年6か月未満・・約定利率×40%</p> <p>D 1年6か月以上2年未満・・約定利率×50%</p> <p>E 2年以上2年6か月未満・・約定利率×60%</p> <p>F 2年6か月以上3年未満・・約定利率×70%</p> <p>G 3年以上4年未満・・・・・・約定利率×80%</p> <p>H 4年以上5年未満・・・・・・約定利率×90%</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p>	<p>B 6か月以上1年未満・・・・・・約定利率×50%</p> <p>C 1年以上3年未満・・・・・・約定利率×70%</p> <p>② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の 応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の 場合</p> <p>A 6か月未満・・解約日における普通預金の利率</p> <p>B 6か月以上1年未満・・・・・・約定利率×40%</p> <p>C 1年以上1年6か月未満・・約定利率×50%</p> <p>D 1年6か月以上2年未満・・約定利率×60%</p> <p>E 2年以上2年6か月未満・・約定利率×70%</p> <p>F 2年6か月以上4年未満・・約定利率×90%</p> <p>③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の 応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の 場合</p> <p>A 6か月未満・・解約日における普通預金の利率</p> <p>B 6か月以上1年未満・・・・・・約定利率×40%</p> <p>C 1年以上1年6か月未満・・約定利率×50%</p> <p>D 1年6か月以上2年未満・・約定利率×60%</p> <p>E 2年以上2年6か月未満・・約定利率×70%</p> <p>F 2年6か月以上3年未満・・約定利率×80%</p> <p>G 3年以上5年未満・・・・・・約定利率×90%</p> <p>④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預 金の場合</p> <p>A 6か月未満・・解約日における普通預金の利率</p> <p>B 6か月以上1年未満・・・・・・約定利率×30%</p> <p>C 1年以上1年6か月未満・・約定利率×40%</p> <p>D 1年6か月以上2年未満・・約定利率×50%</p> <p>E 2年以上2年6か月未満・・約定利率×60%</p> <p>F 2年6か月以上3年未満・・約定利率×70%</p> <p>G 3年以上4年未満・・・・・・約定利率×80%</p> <p>H 4年以上5年未満・・・・・・約定利率×90%</p> <p style="text-align: center;"><u>なお、①～④については、解約日における普通預金 の利率を下回らないものとします。</u></p>
---	---

【自由金利型定期預金（大口定期預金）規定 2.（利息）】

新	旧
<p><自動継続扱いの場合></p> <p>(5) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、定期預金共通規定3. (3)の規定により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の 応当日の前日までの日を満期日としたこの預金 の場合</p>	<p><自動継続扱いの場合></p> <p>(5) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、定期預金共通規定3. (3)の規定により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の 応当日の前日までの日を満期日としたこの預金 の場合</p>

- A 6か月未満・解約日における普通預金の利率
 B 6か月以上1年未満・・・・・・約定利率×50%
 C 1年以上3年未満・・・・・・約定利率×70%
- ② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の
 応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の
 場合
 A 6か月未満・解約日における普通預金の利率
 B 6か月以上1年未満・・・・・・約定利率×40%
 C 1年以上1年6か月未満・・・・約定利率×50%
 D 1年6か月以上2年未満・・・・約定利率×60%
 E 2年以上2年6か月未満・・・・約定利率×70%
 F 2年6か月以上4年未満・・・・約定利率×90%
- ③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の
 応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の
 場合
 A 6か月未満・解約日における普通預金の利率
 B 6か月以上1年未満・・・・・・約定利率×40%
 C 1年以上1年6か月未満・・・・約定利率×50%
 D 1年6か月以上2年未満・・・・約定利率×60%
 E 2年以上2年6か月未満・・・・約定利率×70%
 F 2年6か月以上3年未満・・・・約定利率×80%
 G 3年以上5年未満・・・・・・約定利率×90%
- ④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預
 金の場合
 A 6か月未満・解約日における普通預金の利率
 B 6か月以上1年未満・・・・・・約定利率×30%
 C 1年以上1年6か月未満・・・・約定利率×40%
 D 1年6か月以上2年未満・・・・約定利率×50%
 E 2年以上2年6か月未満・・・・約定利率×60%
 F 2年6か月以上3年未満・・・・約定利率×70%
 G 3年以上4年未満・・・・・・約定利率×80%
 H 4年以上5年未満・・・・・・約定利率×90%

(削除)

<自動継続扱い以外の場合>

(4) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫
 が債権回収のためにこの預金を解約する場合、定期預金
 共通規定3.(3)の規定により解約する場合など、この預
 金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期
 限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前
 日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数
 点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金と
 ともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その
 支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合
 計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

- ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後
 の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金
 の場合
 A 6か月未満・解約日における普通預金の利率
 B 6か月以上1年未満・・・・・・約定利率×50%
 C 1年以上3年未満・・・・・・約定利率×70%

- A 6か月未満・解約日における普通預金の利率
 B 6か月以上1年未満・・・・・・約定利率×50%
 C 1年以上3年未満・・・・・・約定利率×70%
- ② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の
 応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の
 場合
 A 6か月未満・解約日における普通預金の利率
 B 6か月以上1年未満・・・・・・約定利率×40%
 C 1年以上1年6か月未満・・・・約定利率×50%
 D 1年6か月以上2年未満・・・・約定利率×60%
 E 2年以上2年6か月未満・・・・約定利率×70%
 F 2年6か月以上4年未満・・・・約定利率×90%
- ③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の
 応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の
 場合
 A 6か月未満・解約日における普通預金の利率
 B 6か月以上1年未満・・・・・・約定利率×40%
 C 1年以上1年6か月未満・・・・約定利率×50%
 D 1年6か月以上2年未満・・・・約定利率×60%
 E 2年以上2年6か月未満・・・・約定利率×70%
 F 2年6か月以上3年未満・・・・約定利率×80%
 G 3年以上5年未満・・・・・・約定利率×90%
- ④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預
 金の場合
 A 6か月未満・解約日における普通預金の利率
 B 6か月以上1年未満・・・・・・約定利率×30%
 C 1年以上1年6か月未満・・・・約定利率×40%
 D 1年6か月以上2年未満・・・・約定利率×50%
 E 2年以上2年6か月未満・・・・約定利率×60%
 F 2年6か月以上3年未満・・・・約定利率×70%
 G 3年以上4年未満・・・・・・約定利率×80%
 H 4年以上5年未満・・・・・・約定利率×90%

なお、①～④については、解約日における普通預金
 の利率を下回らないものとします。

<自動継続扱い以外の場合>

(4) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金
 庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、定期預
 金共通規定3.(3)の規定により解約する場合など、こ
 の預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下
 「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約
 日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利
 率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、
 この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その
 支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合
 計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

- ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後
 の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金
 の場合
 A 6か月未満・解約日における普通預金の利率
 B 6か月以上1年未満・・・・・・約定利率×50%
 C 1年以上3年未満・・・・・・約定利率×70%

<p>② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の 応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の 場合</p> <p>A 6か月未満・・・解約日における普通預金の利率 B 6か月以上1年未満・・・・・・約定利率×40% C 1年以上1年6か月未満・・・約定利率×50% D 1年6か月以上2年未満・・・約定利率×60% E 2年以上2年6か月未満・・・約定利率×70% F 2年6か月以上4年未満・・・約定利率×90%</p> <p>③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の 応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の 場合</p> <p>A 6か月未満・・・解約日における普通預金の利率 B 6か月以上1年未満・・・・・・約定利率×40% C 1年以上1年6か月未満・・・約定利率×50% D 1年6か月以上2年未満・・・約定利率×60% E 2年以上2年6か月未満・・・約定利率×70% F 2年6か月以上3年未満・・・約定利率×80% G 3年以上5年未満・・・・・・約定利率×90%</p> <p>④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預 金の場合</p> <p>A 6か月未満・・・解約日における普通預金の利率 B 6か月以上1年未満・・・・・・約定利率×30% C 1年以上1年6か月未満・・・約定利率×40% D 1年6か月以上2年未満・・・約定利率×50% E 2年以上2年6か月未満・・・約定利率×60% F 2年6か月以上3年未満・・・約定利率×70% G 3年以上4年未満・・・・・・約定利率×80% H 4年以上5年未満・・・・・・約定利率×90%</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>	<p>② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の 応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の 場合</p> <p>A 6か月未満・・・解約日における普通預金の利率 B 6か月以上1年未満・・・・・・約定利率×40% C 1年以上1年6か月未満・・・約定利率×50% D 1年6か月以上2年未満・・・約定利率×60% E 2年以上2年6か月未満・・・約定利率×70% F 2年6か月以上4年未満・・・約定利率×90%</p> <p>③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の 応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の 場合</p> <p>A 6か月未満・・・解約日における普通預金の利率 B 6か月以上1年未満・・・・・・約定利率×40% C 1年以上1年6か月未満・・・約定利率×50% D 1年6か月以上2年未満・・・約定利率×60% E 2年以上2年6か月未満・・・約定利率×70% F 2年6か月以上3年未満・・・約定利率×80% G 3年以上5年未満・・・・・・約定利率×90%</p> <p>④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預 金の場合</p> <p>A 6か月未満・・・解約日における普通預金の利率 B 6か月以上1年未満・・・・・・約定利率×30% C 1年以上1年6か月未満・・・約定利率×40% D 1年6か月以上2年未満・・・約定利率×50% E 2年以上2年6か月未満・・・約定利率×60% F 2年6か月以上3年未満・・・約定利率×70% G 3年以上4年未満・・・・・・約定利率×80% H 4年以上5年未満・・・・・・約定利率×90%</p> <p style="text-align: center;">なお、①～④については、解約日における普通預金の 利率を下回らないものとします。</p>
--	--

【期日指定定期預金規定 3. (利息)】

新	旧
<p><自動継続扱いの場合></p> <p>(6) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫 が債権回収のためにこの預金を解約する場合、定期預金 共通規定3. (3)の規定により解約する場合など、この預 金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日 (継続をしたときは最後の継続日) から解約日の前日ま での日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第 4位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により 計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>① 6ヶ月未満・・・解約日における普通預金の利率 ② 6ヶ月以上1年未満・・・・・・2年以上利率×40% ③ 1年以上1年6か月未満・2年以上利率×50% ④ 1年6か月以上2年未満・2年以上利率×60% ⑤ 2年以上2年6か月未満・2年以上利率×70% ⑥ 2年6ヶ月以上3年未満・2年以上利率×90%</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>	<p><自動継続扱いの場合></p> <p>(6) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金 庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、定期預 金共通規定3. (3)の規定により解約する場合など、こ の預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預 入日(継続をしたときは最後の継続日) から解約日の前 日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数 点第4位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法 により計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>① 6ヶ月未満・・・解約日における普通預金の利率 ② 6ヶ月以上1年未満・・・・・・2年以上利率×40% ③ 1年以上1年6か月未満・2年以上利率×50% ④ 1年6か月以上2年未満・2年以上利率×60% ⑤ 2年以上2年6か月未満・2年以上利率×70% ⑥ 2年6ヶ月以上3年未満・2年以上利率×90%</p> <p style="text-align: center;">なお、上記については、解約日における普通預金の利 率を下回らないものとします。</p>

<自動継続扱い以外の場合>	<自動継続扱い以外の場合>
<p>(4) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、定期預金共通規定3.(3)の規定により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>① 6ヶ月未満・・・解約日における普通預金の利率 ② 6ヶ月以上1年未満・・・・2年以上利率×40% ③ 1年以上1年6か月未満・2年以上利率×50% ④ 1年6か月以上2年未満・2年以上利率×60% ⑤ 2年以上2年6か月未満・2年以上利率×70% ⑥ 2年6ヶ月以上3年未満・2年以上利率×90%</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>	<p>(4) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、定期預金共通規定3.(3)の規定により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>① 6ヶ月未満・・・解約日における普通預金の利率 ② 6ヶ月以上1年未満・・・・2年以上利率×40% ③ 1年以上1年6か月未満・2年以上利率×50% ④ 1年6か月以上2年未満・2年以上利率×60% ⑤ 2年以上2年6か月未満・2年以上利率×70% ⑥ 2年6ヶ月以上3年未満・2年以上利率×90%</p> <p style="text-align: center;">なお、上記については、解約日における普通預金の利率を下回らないものとします。</p>

【財産形成預金規定 4. (利息)】

新	旧
<p>(4) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、後記6.(3)の規定により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合には、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算します。</p> <p>A 6ヶ月未満・・・解約日における普通預金の利率 B 6ヶ月以上1年未満・・・・2年以上利率×40% C 1年以上1年6か月未満・2年以上利率×50% D 1年6か月以上2年未満・2年以上利率×60% E 2年以上2年6か月未満・2年以上利率×70% F 2年6ヶ月以上3年未満・2年以上利率×90%</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>	<p>(4) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、後記6.(3)の規定により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合には、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算します。</p> <p>A 6ヶ月未満・・・解約日における普通預金の利率 B 6ヶ月以上1年未満・・・・2年以上利率×40% C 1年以上1年6か月未満・2年以上利率×50% D 1年6か月以上2年未満・2年以上利率×60% E 2年以上2年6か月未満・2年以上利率×70% F 2年6ヶ月以上3年未満・2年以上利率×90%</p> <p style="text-align: center;">なお、上記については、解約日における普通預金の利率を下回らないものとします。</p>

【財形住宅預金規定 4. (利息)】

新	旧
<p>(4) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、後記6.(3)の規定により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合には、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>A 6か月未満・・・解約日における普通預金の利率 B 6ヶ月以上1年未満・・・・2年以上利率×40% C 1年以上1年6か月未満・2年以上利率×50%</p>	<p>(4) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、後記6.(3)の規定により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合には、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>A 6か月未満・・・解約日における普通預金の利率 B 6ヶ月以上1年未満・・・・2年以上利率×40% C 1年以上1年6か月未満・2年以上利率×50%</p>

D 1年6か月以上2年未満・2年以上利率×60% E 2年以上2年6か月未満・2年以上利率×70% F 2年6ヶ月以上3年未満・2年以上利率×90%	D 1年6か月以上2年未満・2年以上利率×60% E 2年以上2年6か月未満・2年以上利率×70% F 2年6ヶ月以上3年未満・2年以上利率×90%
<u>(削除)</u>	<u>なお、上記については、解約日における普通預金の利率を下回らないものとします。</u>

【財形年金規定 2. (利息)】

新	旧
<p>(4) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、後記6.(3)の規定により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合には、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合 預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算します。</p> <p>A 6か月未満・・・解約日における普通預金の利率 B 6ヶ月以上1年未満・・・2年以上利率×40% C 1年以上1年6か月未満・2年以上利率×50% D 1年6か月以上2年未満・2年以上利率×60% E 2年以上2年6か月未満・2年以上利率×70% F 2年6ヶ月以上3年未満・2年以上利率×90%</p> <p>② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金（スーパー定期預金）の場合 預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算します。</p> <p>A 6か月未満・・・解約日における普通預金の利率 B 6か月以上1年未満・・・前記(1)②の適用利率 ×50%</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p>	<p>(4) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、後記6.(3)の規定により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合には、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合 預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算します。</p> <p>A 6か月未満・・・解約日における普通預金の利率 B 6ヶ月以上1年未満・・・2年以上利率×40% C 1年以上1年6か月未満・2年以上利率×50% D 1年6か月以上2年未満・2年以上利率×60% E 2年以上2年6か月未満・2年以上利率×70% F 2年6ヶ月以上3年未満・2年以上利率×90%</p> <p>② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金（スーパー定期預金）の場合 預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算します。</p> <p>A 6か月未満・・・解約日における普通預金の利率 B 6か月以上1年未満・・・前記(1)②の適用利率 ×50%</p> <p style="text-align: center;"><u>なお、①②については、解約日における普通預金の利率を下回らないものとします。</u></p>

以上

ご不明な点がございましたら、お取引店舗までお問い合わせください。